

砥部町文化会館ご利用案内（ご利用の手順）

貸館申請の前に必ずお読みください

////////////////////////////////////

まずは、お電話または窓口で空室状況をご確認ください

【電話番号】089-962-7000 【受付時間】9:00~17:00

※令和5年度休館日

4/28(金)・5/31(水)・6/30(金)・7/31(月)・8/31(木)・9/29(金)・10/30(月)・11/30(木)・
年末年始 12/28(木)~令和6年1/4(木)・1/31(水)・2/29(木)・3/29(金)

※上記以外に設備整備等により臨時休館することがあります。また行事等の都合で休館日を変更する場合がありますので、お電話等でご確認ください。

窓口で申請手続きを行ってください〔申請は使用（代表）者本人が行ってください〕

使用許可申請の受付（厳守）

ふれあいホール 1年前からご利用日の30日前まで

上記以外 6か月前からご利用日の3日前まで

所定の使用許可申請書（複写式）に必要事項を記入し窓口へお申込みください。

受付時間 9:00~17:00（時間外の受付はできません）

※お電話での申請はできません。

※ホールの使用に伴う楽屋についてはホール申請時に同時に受け付けます。

※遠隔地のため来館が難しい場合はその旨ご相談ください。

貸館は、9:00~12:00、13:00~17:00、18:00~22:00の3区分制です。
詳細は料金表をご覧ください。

窓口で料金を支払い、使用許可書を受け取ってください

施設の使用料金は前納をお願いします。

納金された際に使用許可書を発行いたします。

管理上支障がある場合や施設上問題がある場合は使用の許可ができないこともありますので
ご了承ください。名義貸しや虚偽の申請が認められる場合は許可できません。また、虚偽の申請が発覚した場合、
関係者及び同団体・グループの以後の申請は一切受け付けません。

ホールのご利用等で詳細な打ち合わせが必要な申請の場合、申請時または仮押さえ時に打ち合わせの日時をご予約ください

打ち合わせは、申請者・技術スタッフ・文化会館のスケジュールに合わせ、ホール使用の無い日にお願います。申請者の希望日に沿えない場合もありますのでご了承ください。

※主催者側の催し内容の詳細が決まり、音響・照明・舞台転換等の希望や、進行表・司会原稿・プログラム等が作成された後での打ち合わせをお願いします。

打ち合わせ時に申し合わせの無い事項については、本番等の対応はできません。

打ち合わせ後に変更点が発生した場合は、必ず事前に会館までご連絡ください。

使用料金内で開催当日に会館でお手伝いできるのは、原則、音響・照明を兼ねた技術スタッフ1名と補助スタッフ1名です。

音響や照明等の操作のためにそれ以上の人員が必要な場合は、主催者側で外部技術スタッフ（専門技術者）を雇用してください。不明な場合は打ち合わせ時にスタッフにご相談ください。

音響、照明等で外部の機器類や技術員を入れる場合は必ず申請時にその旨お知らせください。

使用許可書を持参して、当日ご来館ください

<ご利用上の注意・留意事項>

- ◎ **ご利用時間には、音響や舞台装置の仕込み、看板設置、会場準備、観客や出演者の入退場、後片付け等の時間も含まれます。**貸館開始時刻を開場や開演時刻にすることはできませんので、ご注意ください。（例えば、9：00～17：00の貸館であれば、利用者や看板吊・技術的な準備をする外部の人間がホール内に入れる時刻が9：00で、すべての片付けを終える完全撤収時刻が17：00です。）外部スタッフ等の依頼の際にもこの件を徹底するようにお願いします。
- ◎ 前もって荷物を搬入した場合、また、舞台・ホールのセッティングを行った場合、その時点から撤収するまでのすべての区分の料金が発生します。
- ◎ ご利用のお部屋に入室できるのは貸館開始10分前からです。予定のお部屋が使用前に空室であってもそれ以前の入室はできませんので、参加者や入場者の多い場合、周知徹底をお願いします。
- ◎ **ロビーをお食事の場所としてご利用いただくことはできません。**会議室等貸室内でお願いします。ホールご利用の方は、客席内・舞台でのご飲食は固くお断りいたします。お食事をされる場合は、ホール予約と併せて、控室をお借りいただきますようお願いいたします。
- ◎ **事務所で荷物や貴重品の預かりはできません。**利用者宛の宅配便は、利用者が直接受け取れるように手配してください。事務所宛に送られてきた場合は宅配業者に持ち帰っていただきます。
- ◎ **当日の時間延長は原則的に行えません。**やむを得ず超過してしまった場合は超過料金をいただきます。（各室、各区分で超過料金は異なります。）
- ◎ 仮予約をされていても、**いかなる理由でも期限までに申請しなかった場合は、仮予約は無効**となります。
- ◎ 申請者が砥部町在住、また、申請会社が砥部町内の会社であっても、会合の内容・目的が住所を問わず広く一般の方を対象にするものであったり、砥部町を超えた範囲（中予地区、愛媛県地区、西日本地区等）での会合である場合は町外扱いとなります。
- ◎ 次に該当する場合、当館においては**営利扱いの料金**となりますので、ご了承ください。
 1. 当会館内で商品の販売を行う、又は将来の商品販売につながる宣伝、説明を行う。
 2. 会館内で料金を徴収してサービスを行う。（開運・身上相談等も含む）
 3. 入場料を徴収して講演会や説明会、鑑賞会等を行う。（ホールについては別途入場料割増があります。）
 4. 過去の商品販売に対してアフターフォローを行い今後の販売につなげる活動を行う。
 5. 会費や商品頒布の発生する会員の勧誘につながる催し。（ネット商法、マルチ商法も含む）
 6. 主催者または参加者がなんらかの金銭利益を得られる内容の会合。

<ご利用料の還付について>

既納の利用料は原則として返金しませんが、次のような場合に於いては全額または一部を返金します。

- ・使用者の責めによらない（天災や公共交通機関の事故、感染症防止に伴う中止や休館等）事由により施設を使用できなくなった場合
→既納料金の100%返金
- ・規定の期日までに、申請者により会館事務所へ取り消しまたは変更の手続きがあった場合
→既納料金の50%返金

※規定の期日とは、ふれあいホールは使用30日前まで。その他施設は使用3日前まで。

※変更の取り扱いについて

上記規定の期日までに使用施設変更の希望がある場合にも、窓口にて変更後のお部屋の使用許可申請書が必要で、お電話のみでの変更の受付はできません。変更前のお部屋についてはキャンセルの取り扱いとなります。

<次のような場合には使用許可が取り消しになります。料金の返金もありません。>

- ・砥部町の条例・規則に反した場合
- ・虚偽の申請があった場合
- ・風俗を乱す恐れのある場合
- ・使用の許可条件を逸脱した場合
- ・館内の規則が守れない場合
- ・職員の注意を聞き入れない場合
- ・危険な行為を行った場合（これらの行為があった場合、以後の貸館もお断りする場合があります）

公平な貸館を行うために活動内容の提示を求める場合があります。ご協力よろしくお願い致します。

- ◆ご利用時には基本的な感染症対策をお願いいたします。
- ◆ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

【砥部町文化会館】

〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内1410番地
TEL (089) 962-7000 FAX (089) 962-4411
E-Mail…info@tobebunka.jp
HP…http://tobebunka.jp/